

## まえがき

社会保険労務士試験における過去問題集です。本書では雇用保険（徴収法を除く）の平成19年度を収録しました。

受験生時代の私は暗記が嫌いでした。意味もわからず覚えるのは苦痛でしたし、忘れやすい、混乱しやすいという害もありました。

本書の特徴は、「どのように覚えるか」に心をくだしている点です。解説では、論点の説明に重きをおき、また、単なる暗記にならないように、印象にのこるエピソードや暗記法も紹介しています。（そのため法や手続きの解釈等について行政等と異なる場合があります。ご了承ください）

本書が皆様の合格の一助となれば、これにまさる喜びはありません。

平成21年6月吉日

すいすい社労士

## 本書の特徴

### 【 好みに応じたファイリングが可能】

1頁につき、1肢を収録。例えば、年度ごとに並べたり、条文ごとに並べたりと、学習方法に応じたファイリングが可能です。

### 【 覚えやすい解説】

その肢の解説だけでなく、前提となる知識や関連項目を、その都度解説。学習の効率化が図れます。

### 【 誤肢については正しい記述も掲載】

誤肢については、正しい記述に修正したのも掲載しています。これにより学習のポイントが明確になります。

【問題】(19-1-A)難

民間企業である適用事業に雇用された者は、雇用保険法の定める求職者給付及び就職促進給付の内容を上回るような退職金制度が存在する場合であっても、被保険者となり得る。

【解説】

正しい。

< 前提知識 >

国、都道府県、市町村の事業に雇用された者は、雇用保険法の定める求職者給付及び就職促進給付の内容を上回るような退職金制度が存在する場合は、被保険者とならない。

失業給付などなくても離職後に困らないだろう、という趣旨。

そこで、本肢である。

民間企業でも、立派な退職金制度があるなら、公務員と同様に被保険者にする必要がないのでは？というのが論点。

結論から言えば、以下のとおり。

公務員	被保険者とならない
民間	被保険者となる

なぜなら民間の会社は倒産がある。仮に雇用保険に入っていないとすると、会社がつぶれた場合が悲惨である。

失業保険がもらえない	雇用保険に入っていないから
退職金がもらえない	会社が倒産しているから

なお、公務員はこういう心配がないので、被保険者とならない。

【ポイント再掲】(19-1-A)

民間企業である適用事業に雇用された者は、雇用保険法の定める求職者給付及び就職促進給付の内容を上回るような退職金制度が存在する場合であっても、被保険者となり得る。

**【問題】(19-1-B)易**

同時に 2 つの適用事業に雇用される労働者は、週当たりの所定労働時間が通算して 20 時間以上であれば、両方の適用事業において被保険者となる。

**【解説】**

誤り。

フリーターがバイトを掛け持ちする、という事例。生活するうえで、主たる賃金を受ける方だけ被保険者となる。

**【訂正後】(19-1-B)**

同時に 2 つの適用事業に雇用される労働者は、週当たりの所定労働時間が通算して 20 時間以上であれば、生活するうえで主たる賃金を受ける適用事業において被保険者となる。